

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

2 1 「利益処分による賞与のうち受給者として債務の確定していない額がある場合は、その額は、「」の金額を加減算した額と符号することになりますので、「」の「賞与」欄の金額に含めないで記載します。
 「38」の「」欄の金額は、「」欄の金額に、「」欄の金額に、「」欄の本書の金額を加算し、「これから」「」の金額を加減算した額と符号することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
加			
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2		
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	3		
損金の額に算入した道府県民税利子割額	4		
損金の額に算入した納税充当金	5		
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過息	6		その他
減価償却の償却超過額	7		
交際費等の損金不算入額	8		その他
算	9		
	10		
小 計	11		
減			
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)	14		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16		
算	17		
	18		
	19		
	20		
小 計	21		外
仮 計 (1)×(11)-(21)	22		外
寄附金の損金不算入額(別表十四(一)「23」又は「39」)	23		その他
沖縄の認定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」又は「12」)	24		
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の」)	25		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)「10」、別表十七(二)「36」の計)	26		その他
組合損失額の損金不算入額又は組合損失超過合計額の損金算入額(別表九(三)「10」)	27		
合 計 (22)から(27)までの計)	28		外
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「42」)	29		
総 計 (28)×(29)	30		外
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)	31		
漁業協同組合等の留保所得の特別控除額(別表十(三)「44」)	32		
漁業協同組合等の社外流出による益金算入額(別表十(四)「35」)	33		
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額(別表十(七)「12」又は「37」)	34		
非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	35		
差 引 計 (30)から(35)までの計)	36		外
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「2」の計+(別表七(二)「11」、「22」又は「31」))	37		
所得金額又は欠損金額	38		外